

申請者(学校の代表者)

必要となる書類

受付窓口

①来館予約申込書

環境創造センター交流棟「コミュタン福島」来館申込書
(コミュタン福島へ FAXか電子メールで送信)

②来館受付

③補助金交付申請

※この申請日より前にバス会社へ既に支払った費用(例:前金払い等)については補助対象となりません。

福島県環境創造センター学習活動支援事業補助金交付申請書
(様式第1号) **※見学実施日の60日~14日前までに提出**
<添付書類>
①旅程表(任意様式)
②バス会社が発行した見積書の写し(代表者名及び代表者印があるもの)
③本事業以外の補助制度を受ける場合は申請書の写し
④「債権者登録事項に関する書類」及び振込口座預金通帳の写し(表紙の面及び表紙を開いた面の全面)

④申請書の受付

⑥受領

補助金交付決定通知書

⑤書類の審査

交流棟見学実施

交付決定後、申請内容に変更があった場合、または申請を中止する場合は、速やかに「福島県環境創造センター学習活動支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第2号)」を提出してください。ただし、以下に該当する場合は提出不要です。
<変更承認申請書の提出が不要な場合>
・バス経費の総額(補助対象費)の20%以内の減額 ・申請内容の細部の変更

⑦実績報告

※見学実施日から30日以内、または当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに報告。

福島県環境創造センター学習活動支援事業補助金交付実績報告書
(様式第3号)
<添付書類>
①実際に催行された旅程表(任意様式)
②バス会社が発行した請求書又は領収書(代表者名及び代表者印があるもの)の写し
③本事業以外の補助制度を受ける場合は実績報告書の写し

⑧実績報告書の受付

⑩受領

補助金の額決定通知書
(補助金確定額が交付決定額と同額の場合には省略)

⑨書類の審査

⑪補助金の請求

福島県環境創造センター学習活動支援事業補助金交付請求書
(様式第5号)
<添付書類> ①通帳の写し(表紙と1枚開いた見開き部分)

⑫請求書の受付と審査

⑭補助金の受領

請求書の受付後、概ね30日以内に指定の口座へ振込

⑬補助金の支払い